

保 健 衛 生

本市は、平成31年4月に中核市となり、それまで県が行っていた保健所業務の移譲を受け、福井市保健所を開設した。

福井市保健所においては「公衆衛生の拠点」として、医事・薬事、感染症対策、食品衛生、精神保健、難病支援等広域的、専門的な業務を行っている。

感染症や食中毒によって生じる市民の生命や健康の安全を脅かす事態に対して、その発生予防に努め、発生時には被害の拡大防止に迅速に対応している。また、精神保健や難病支援では、相談者の状況に応じて保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行っている。

一方、健康管理センターでは、健康で生きがいを持ち安心して暮らせるまちをつくるために、第2次福井市健康増進計画「健康ふくふくプラン21」に基づき、各種保健事業により市民の生涯にわたる健康づくりを支援している。

母子保健事業では、妊産婦や乳幼児の健康づくりのため健康教育・健康相談・訪問指導を行うとともに、疾病の予防・早期発見のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施している。

健康増進事業としては、健康づくりと生活習慣病の発症と重症化予防のため各種健康教育・健康相談・訪問指導を行っている。また、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、健康診査や各種がん検診等を実施している。

感染症予防事業で、定期予防接種を実施するほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、新型コロナウイルスワクチンの接種体制（個別・集団）を確保し、接種を推進した。救急医療対策として、夜間や休日における初期救急医療の提供を行っている。

1 医 事 薬 事

(1) 医療施設

診療所や歯科診療所を開設する場合や、構造設備（診察室、給食施設等）、診療科目等を変更する場合には、医療法に基づく許可申請や届出が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行っている。

① 診療所の許可及び届出の受理 (単位：件)

年度	R2	R3	R4
一般診療所	153	146	226
歯科診療所	45	66	80

② 医療法第25条に基づく立入検査 (単位：件)

年度	R2		R3		R4	
	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数	施設数	立入検査数
有床診療所	30	0 ※	30	0 ※	29	0 ※
無床診療所	237	0 ※	238	0 ※	236	0 ※
歯科診療所	140	0 ※	137	0 ※	137	0 ※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期。

③ 医療安全相談窓口 (単位：件)

年度	R2	R3	R4
相談件数	20	22	17

(2) 薬事施設

薬局を開設する場合や医薬品の店舗での販売、毒物劇物の販売等を行う場合には、関係法令に基づく許可申請や登録申請等が必要となる。必要に応じて実地調査を行い、許可等を行っている。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

① 薬局等の許可及び届出の受理

(単位：件)

年度	R2		R3		R4	
種別	許可申請数	届出	許可申請数	届出	許可申請数	届出
薬局	12	512	31	790	19	751
店舗販売業	7	546	30	718	13	694
高度管理医療機器等 販売（貸与）業	30	88	43	106	72	95
管理医療機器販売業 （貸与）業		159		171		181

② 許可・届出施設の監視指導

(単位：件)

年度	R2		R3		R4	
種別	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
薬局	117	31	122	38	122	23
店舗販売業	77	20	86	43	87	18
高度管理医療機器等 販売（貸与）業	221	40	228	42	227	71
管理医療機器販売業 （貸与）業	709	18	728	4	757	1

毒物及び劇物取締法関係

① 毒物劇物販売業等の登録及び届出の受理

(単位：件)

年度		R2		R3		R4	
種別		登録 申請数	届出数	登録 申請数	届出数	登録 申請数	届出数
		毒物劇物販売業	一般	16	25	33	28
農業用品目	4		19	2	0	3	3
特定品目	0		1	2	1	6	0
業務上取扱者	電気メッキ業	0	0	0	0	0	0
	運送業	0	0	0	0	0	0

② 登録・届出施設の監視指導

(単位：件)

年度		R2		R3		R4	
種別		施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数	施設数	監視 指導数
		毒物劇物販売業	一般	164	12	163	25
農業用品目	19		2	19	2	17	1
特定品目	9		0	10	0	10	6
業務上取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0	4	0
	運送業	3	0	3	0	3	0

2 感染症対策

(1) 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により、一類から四類及び五類感染症の一部（全数把握対象感染症）の患者を診断した医師からの届出を受理している。保健所において発生届出を受理後、必要に応じ感染源との接触状況や発症までの行動等の調査を実施し、感染拡大を防止するための措置を講じている。

特に、全国的に感染が確認されている新型コロナウイルス感染症については、県と連携し感染拡大防止に向けて対応している。

感染症発生状況数

(単位：件)

	疾患名	R2 ^{※1}	R3 ^{※1}	R4 ^{※1}
二類感染症	結核（新規登録者数）	27 ^{※2}	25 ^{※2}	16 ^{※2}
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	7	7	5
四類感染症	E型肝炎	2	1	2
	つつが虫病	1	0	0
	日本紅斑熱	0	1	0
	レジオネラ症	9	5	5
五類感染症	アメーバ赤痢	1	0	0
	ウイルス性肝炎	1	0	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	9	0	2
	急性脳炎	1	1	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	7	5	8
	水痘（入院例）	2	1	0
	梅毒	9	18	44
百日咳	3	0	0	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症 ^{※3}	186	1,041	40,453

※1 国の感染症発生動向調査報告数（年度ではなく、その年の第1週目から調査することとなっている）。

※2 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した件数を含む（R2 2件、R3 1件、R4 1件）。

※3 令和3年2月の感染症法の一部改正により「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けが変更された。また、全数届出の見直しにより、令和4年度は9月25日までの届出数となっている（9月26日以降市町村ごとの発生数は把握できなくなった）。

(2) 結核対策

結核患者数は減少傾向にあるものの、依然として日本最大の感染症の1つであり、まん延防止対策が重要である。

医師から結核発生届出があった際は、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査し、必要に応じて接触者の健康診断を実施している。また、治療が終了した後も経過観察が必要な患者について、管理検診を実施している。

接触者健診・管理検診実施状況

(単位：人)

	R2	R3	R4
接触者健診受診者	78	109	58
管理検診受診者	82	31	27

(3) HIV抗体検査

受検者のプライバシーの保護と積極的な受検を勧めるため匿名・無料の検査を実施し、HIV感染症及びエイズの発生予防とまん延防止を図っている。

HIV抗体検査実施状況

	R2	R3	R4
検査実施回数 (回)	7 [※]	11 [※]	5 [※]
検査件数 (件)	27 [※]	30 [※]	17 [※]

※新型コロナウイルス感染症対応のため一部中止。

(4) 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し適切な治療につなげるため、肝炎ウイルス検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況

		R2	R3	R4
保健所実施分	検査実施回数 (回)	7 [※]	11 [※]	5 [※]
	検査件数 (件)	13 [※]	8 [※]	8 [※]
医療機関委託分	検査件数 (件)	97	158	127

※新型コロナウイルス感染症対応のため一部中止。

(5) 風しん抗体検査

胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して、予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を実施している。

風しん抗体検査実施状況

(単位：件)

年度	R2	R3	R4
検査件数	330	324	216

3 保 健 支 援

(1) 小児慢性特定疾病児童支援

① 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進のため、各種相談や訪問指導を行うとともに、講演・相談会を開催している。

		R2	R3	R4
相談・訪問指導	面接相談 (件)	9	24	24
	電話相談 (件)	80	19	23
	訪問指導 (件)	16	37	7
講演・相談会	参加者数 (人)	- ※	- ※	- ※

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催せず。

② 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病児童等を持つ家庭の経済的負担を軽減するため、医療費を助成している。

医療費助成数

	R2	R3	R4
医療費給付実人員 (人)	238	240	213
給付延件数 (件)	3,902	3,860	3,461

(2) 不妊治療支援

子どもの出生を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療の治療費の一部を助成している。

治療費助成数(男性不妊治療費助成を含む。)

(単位：件)

	R2	R3	R4
助成件数	492	670	367

(3) 難病支援

難病患者やその家族の不安を軽減するため、各種相談や訪問指導を行うとともに、講演・相談会を開催している。

また、地域の難病患者等への支援における課題について関係機関と情報共有するため、難病対策地域協議会を開催している。

		R2	R3	R4
相談・訪問指導	面接相談 (件)	73	178	219
	電話相談 (件)	100	27	16
	訪問指導 (件)	34	14	2
講演・相談会	開催回数 (回)	1 ※	0 ※	0 ※
	参加者数 (人)	- ※	- ※	- ※
	相談件数 (件)	4	- ※	- ※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2年度は相談会のみ開催し、R3年度、R4年度は講演会・相談会ともに開催せず。

(4) 精神保健支援

① 精神保健事業

精神障がい者の早期治療や社会復帰の促進のため、精神科医による定例相談会や職員による相談・訪問指導を行うとともに、障がい理解への普及啓発を図っている。

		R2	R3	R4
精神科医による 定例相談	開催回数 (回)	20	19	16
	相談件数 (件)	36	23	37
職員 (保健師、社 会福祉士) による 相談・訪問指導	面接相談 (件)	166	208	163
	電話相談 (件)	1,003	1,028	775
	訪問指導 (件)	253	377	220
講演会	参加者数 (人)	- ※	- ※	56

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講演会は開催せず。

② 自殺対策事業

自殺を防止するため、臨床心理士による相談の実施や様々な悩みに関する総合相談会を開催するとともに、自殺の危険を抱えた人に適切に関わることができるゲートキーパーを養成する研修会を開催している。

		R2	R3	R4
臨床心理士によ る相談	開催回数 (回)	9	8	8
	相談件数 (件)	21	24	25
悩みごと総合相 談会	開催回数 (回)	4	4	3
	相談件数 (件)	41	35	31
ゲートキーパー 養成研修	受講者数 (人)	41	181	258

(5) 栄養管理支援

① 特定給食施設等の栄養管理支援

給食を通じた施設利用者の健康増進を図るため、特定給食施設を中心に巡回指導及び集団指導を実施し、適切な栄養管理の実施を推進している。

		R2	R3	R4
巡回指導	実施施設数	107	27	63
集団指導	開催回数 (回)	- ※	- ※	- ※
	参加者数 (人)	- ※	- ※	- ※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催せず。

② 食品表示 (保健事項) 相談対応等

食品表示法 (栄養成分表示) 及び健康増進法等 (健康食品の虚偽誇大表示等の禁止について) に基づく適正な表示の実施について、周知啓発及び相談対応を実施している。

相談指導件数

(単位: 件)

	R2	R3	R4
食品表示法	92	51	26
健康増進法	1	5	4

(6) 受動喫煙対策支援

望まない受動喫煙が生じないよう、事業者や市内中学校へのリーフレット配布、各種情報媒体による広報を実施し、制度の周知啓発及び相談対応を実施している。

相談・届出数

(単位：件)

	R2	R3	R4
相談件数	55	26	22
喫煙可能室設置施設届出件数	78	0	1

4 生活衛生

(1) 食品衛生

食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行っている。また、流通食品の細菌等の検査を行い、安全性を確認する。食中毒の疑いがある事案を探知した際には迅速に調査を行い、健康被害の拡大防止、原因究明及び再発防止を図った。

① 許可・監視指導

(単位：件)

	R元	R2	R3	R4
許可総数	6,750	6,516	4,809	4,784
監視指導数	4,210	4,061	2,569	2,773

② 食中毒対応

(単位：件)

	R元	R2	R3	R4
食中毒発生数	4	4	4	10
行政処分数	3	3	3	7

③ 食品の取去

(単位：件)

	R元	R2	R3	R4
検査件数	163	143	64	68

(2) 環境衛生

興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法等に基づき、各種営業許可や届出、変更、廃止等の手続きを行うとともに、営業施設に対する監視指導等を行っている。

① 営業六法関係

(単位：件)

根拠法	R元		R2		R3		R4	
	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数	許可総数	監視指導数
興行場法	22	1	16	0	15	1	15	0
旅館業法	146	44	151	46	152	55	153	35
公衆浴場法	49	20	46	22	49	17	48	27
理容師法	298	35	298	12	295	12	290	4
美容師法	718	174	732	41	745	31	775	53
クリーニング業法	321	11	313	53	311	2	308	48

② 特定建築物関係

(単位：件)

	R元	R2	R3	R4
施設総数	127	126	123	124
監視指導	32	38	49	29

(3) 動物愛護

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の保護、引取り、返還、譲渡等の業務を行う（実務は県に委託）。また、動物取扱業の登録届出、特定動物の飼養許可等の手続きを行うとともに飼養施設に対する監視指導等を行っている。

① 収容実績

(単位：頭)

	R元	R2	R3	R4
捕獲	6	4	7	4
引取	156	158	187	162
傷病	23	22	9	10

② 動物取扱業

(単位：件)

年度	種別	R元	R2	R3	R4
第1種	施設数	74	76	72	68
	立入検査数	111	113	57	47
第2種	施設数	3	5	6	8
	立入検査数	4	6	3	3

(4) 狂犬病予防と畜犬登録

狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っている。

飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数

(単位：頭)

		R元	R2	R3	R4
犬の登録数	年度末登録数	10,968	10,766	10,972	10,864
	うち新規登録数	870	982	1,085	1,020
予防注射数		7,809	7,964	8,057	7,979

5 成人保健

(1) 長寿（後期高齢者）健康診査

年 度	長寿健康診査	
	受診数(人)	受診率(%)
R2	5,122	14.0
R3	4,936	13.6
R4	5,785	15.8

(2) 一般健康診査

年 度	生活保護受給者の健康診査	
	受診数(人)	受診率(%)
R2	139	7.3
R3	183	9.2
R4	162	7.6

(3) がん検診

年 度	肺 が ん			胃 が ん			大 腸 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
R2	73,626	10,705	14.5	73,626	3,931	10.6	73,626	12,152	16.5
R3	73,626	11,745	16.0	73,626	3,996	10.8	73,626	13,000	17.7
R4	70,691	11,732	16.6	70,691	4,199	11.6	70,691	13,211	18.7

年 度	子 宮 頸 が ん			乳 が ん			前 立 腺 が ん		
	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
R2	52,721	10,166	40.1	46,084	6,051	28.4	25,541	4,405	17.2
R3	52,721	10,919	39.1	46,084	7,004	28.1	25,541	4,771	18.6
R4	49,750	10,353	41.7	43,924	6,661	30.9	24,569	5,039	20.5

※ 子宮頸がん検診は、妊婦健診を含む。

※ 胃、子宮頸、乳がんの検診間隔は2年度に1回。

※ 受診率は国勢調査をもとに算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算出。

(4) 健康教育・相談

年 度	健康教室		健康相談
	回数 (回)	参加者数 (人)	延べ人数 (人)
R2	158	2,758	486
R3	153	2,976	1,046
R4	83	1,270	372

6 母 子 保 健

(1) 母子健康診査

年 度	妊 婦 健康診査	1 か 月 児 健 康 診 査			4 か 月 児 健 康 診 査			1 0 か 月 児 健 康 診 査			1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査			3 歳 児 健 康 診 査		
	受診延べ 人数 (人)	対象数 (人)	受診数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	率 (%)
R2	23,033	1,885	1,840	97.6	1,988	1,921	96.6	2,050	2,010	98.0	2,239	2,200	98.3	1,315	1,278	97.2
R3	23,022	1,906	1,883	98.8	1,957	1,890	96.6	1,855	1,787	96.3	1,961	1,894	96.6	2,017	1,941	96.2
R4	21,751	1,782	1,756	98.5	1,867	1,798	96.3	1,911	1,836	96.1	1,870	1,798	96.1	2,077	1,992	95.9

※ 妊婦健康診査は、全妊婦に14回分助成。多胎の場合は一人につき19回分助成。

(2) 母子健康教育・相談

年度	プレママ教室 両親学級		離乳食教室		親子遊びの教室			健康教育 (センター・地区教室)		口腔衛生教育	
	回数 (回)	参加者数 (組)	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	実人数 (人)	延べ人数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
R2	4	102	50	821	9	13	47	14	242	64	1,233
R3	4	204	36	1,029	18	22	90	14	203	5	102
R4	9	162	36	1,037	3	9	15	6	81	3	73

年度	にこにこ 子育て相談		幼児相談会 発達相談会		電話相談	来所相談	訪問指導	助産師ママくらぶ	
	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)	延べ人数 (人)	延べ人数 (人)	延べ件数 (件)	回数 (回)	参加者数 (人)
R2	10	370	22	277	444	537	2,453	31	501
R3	12	385	25	374	409	537	3,351	36	557
R4	10	290	39	221	300	769	3,077	36	567

年度	助産師相談		カウンセラー 相談	
	回数 (回)	参加者数 (人)	回数 (回)	参加者数 (人)
R2	5	21	-	-
R3	14	27	22	32
R4	12	22	12	21

7 予 防 接 種

(1) 個別予防接種事業

年度	4 種 混 合			3 種 混 合			2 種 混 合			不 活 化 ポ リ オ		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R2	7,439	7,987	107.4	-	-	-	2,424	1,939	80.0	-	0	-
R3	7,345	7,493	102.0	-	-	-	2,339	1,784	76.3	-	-	-
R4	7,078	7,034	99.4	-	-	-	2,314	1,515	65.5	-	-	-

※ 4種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ

※ 3種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風

※ 2種混合：ジフテリア・破傷風

年度	麻しん風しん1期			麻しん風しん2期			日 本 脳 炎			B	C	G
	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)
R2	2,031	2,020	99.5	2,170	2,090	96.3	-	9,666	-	1,825	1,962	107.5
R3	1,942	1,799	92.6	2,249	2,103	93.5	-	4,947	-	1,835	1,850	100.8
R4	1,835	1,766	96.2	2,139	1,925	90.0	-	10,842	-	1,746	1,764	101.0

※ 日本脳炎は、平成17年度から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から再開した。

※ 平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者で、積極的差し控えにより接種が行われなかった場合は、20歳の誕生日の前日まで接種可能。

年度	ヒブ			小児用肺炎球菌			子宮頸がん予防			水痘		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R2	1,825	7,972	-	1,825	7,668	-	-	438	-	4,003	4,053	101.2
R3	1,835	7,510	-	1,835	7,435	-	-	1,301	-	3,771	3,548	94.1
R4	1,746	7,086	-	1,746	7,092	-	13,258	2,708	-	3,668	3,284	89.5

- ※ ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始月齢により1~4回接種、子宮頸がん予防ワクチンは3回接種とする。
- ※ ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となった。
- ※ 子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月から、積極的な接種勧奨を差控えている。
- ※ 水痘は、平成26年10月から定期予防接種となった。

年度	B型肝炎			ロタウイルス感染症			高齢者インフルエンザ			高齢者肺炎球菌		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)
R2	5,475	5,782	105.6	2,787	1,893	-	77,273	53,091	68.7	10,982	2,941	26.8
R3	5,505	5,547	100.8	5,505	4,636	-	77,550	45,373	58.5	10,990	2,544	23.1
R4	5,238	5,309	101.3	5,238	4,355	-	77,471	44,621	57.6	12,025	2,183	18.2

- ※ B型肝炎は、平成28年10月から定期予防接種となった。
- ※ ロタウイルス感染症は、平成2年10月から定期予防接種となった。
- ※ 高齢者肺炎球菌は、平成26年10月から定期予防接種となった。

年度	風しんの追加的対策				
	実施数 (人)	抗体検査		風しん5期	
		内訳		接種数 (人)	率 (%)
接種対象※ (人)	接種非対象 (人)				
R2	3,067	742	2,325	581	78.3
R3	1,632	378	1,254	382	101.1
R4	737	203	534	168	82.8

- ※ 風しんの追加的対策は、令和元年度から6年間の実施。
- ※ 風しん5期の対象者数は、抗体検査の接種対象※となる。

(2) 妊娠を希望する女性への風しんワクチン接種助成

年度	接種ワクチン	
	麻しん風しん混合ワクチン (人)	風しん単独ワクチン (人)
R4	56	37

- ※ 接種助成は、令和2年度から実施。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、新型コロナウイルスワクチンの接種体制（個別・集団）を確保し、接種を推進した。

【オミクロン株対応ワクチン接種】

○接種体制

- ・個別接種 接種医療機関：134医療機関
- ・集団接種 接種会場：1か所（市体育館サブアリーナ）

○接種数（令和5年3月時点）

12歳以上対象者	接種者数	接種率
233,938人	118,048人	50.5%

8 救 急 医 療

(1) 救急医療対策

① 初期救急医療体制

- ・福井市休日急患センター（平成4年10月から開設、令和2年4月から診療時間変更）
福井市城東4丁目14-30（健康管理センター東隣）TEL22-2099
診療科目 内科
日曜・祝日、12月30日～1月3日…午前9時～午後6時
（12月～2月は午前9時～午後11時）
土曜夜間……………午後7時～午後11時
- ・福井県子ども急患センター（平成23年4月から開設）
福井市城東4丁目14-30（健康管理センター東隣2階）TEL26-8800
診療科目 小児科
日曜・祝日、12月30日～1月3日…午前9時～午後11時
月曜～土曜夜間……………午後7時～午後11時
- ・福井市休日急患歯科診療所（平成4年10月から開設、令和元年12月から診療時間変更）
福井市大願寺3丁目4-1（福井県歯科医師会館内）TEL26-8468
日曜・祝日、12月30日～1月3日、8月14日・15日・16日…午前9時～午後0時、午後1時～午後5時
- ・休日昼間在宅当番医制（昭和40年から実施、平成31年4月から診療時間変更）
外科1院を当番医に指定
日曜・祝日、12月30日～1月3日…午前9時～午後5時

※在宅当番医の問い合わせはTEL21-2119（週末のみ）で対応。

② 2次救急医療体制

<嶺北地区病院群輪番制>

初期救急医療機関からの搬送及び入院治療を必要とする重症患者に対する医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院、福井勝山総合病院、福井総合病院、公立丹南病院が輪番制により担当（昭和53年から実施）

<嶺北地区小児救急医療支援>

毎日の夜間における初期救急医療機関から搬送される小児救急医療に対応するため、福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院が輪番制により担当（平成15年から実施）

③ 3次救急医療体制

主に2次救急医療機関からの搬送による重篤な救急患者が対象となり、福井県立病院の救命救急センターが担当（昭和58年から実施）

保 健 所

本市の公衆衛生の拠点として、感染症対策や食中毒予防等の広域的、専門的な業務のほか、精神保健や難病等の相談支援などを行っている。

1 概 要

名 称	福井市保健所
所 在 地	福井市西木田2丁目8番8号 (福井健康福祉センター内)
開 設 年 月	平成31年4月
延 床 面 積	3,236.33㎡の一部915.90㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4階建

健康管理センター

市民の健康ですこやかな日常生活を確保するため、市民に密着した対人保健サービスを総合的に行う拠点とするとともに、市民一人ひとりが自主的な保健活動の場とすることを目的としている。

1 概 要

名 称	福井市健康管理センター	福井市清水健康管理センター
所 在 地	福井市城東4丁目14番30号	福井市風巻町第28号8番地1
開 設 年 月	平成4年10月	平成18年8月
敷 地 面 積	7,839.48㎡	15,230.98㎡
建 物 面 積	1,867.06㎡	4,353.98㎡ (検診車スペース等を含む)
延 床 面 積	3,508.36㎡	3,883.47㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建
工 期	平成2年12月21日～平成4年3月25日 増築分 平成25年5月14日～平成25年10月18日	平成17年7月29日～平成18年7月10日
総 工 費	2,845,140千円 (用地費を含む) 増築分 13,785千円	979,743千円

※福井市清水健康管理センターの各面積及び総工費には福井市清水高齢者福祉センターを含む。

診 療 所

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図るため、診療所を設置している。

1 施 設 概 要

(令和4年4月1日現在)

施設名	美山診療所
所在地	美山町7-1 (美山総合支所内)
開設年月	昭和40年6月
建設年月	昭和48年9月
建物構造	鉄筋コンクリート3階建
延べ床面積	2,543㎡の一部167㎡
診療科目	リハビリテーション科
診療日	火 曜 日
診療時間	13:00～14:30

2 利 用 状 況

施設名		美山診療所
		リハビリテーション科
令和2年度	診療日数(日)	46
	利用者数(人)	155
令和3年度	診療日数(日)	36
	利用者数(人)	127
令和4年度	診療日数(日)	24
	利用者数(人)	98

聖 苑

市民の公衆衛生の向上及び福祉の増進に資するため、施設内には、火葬炉10基のほか葬儀式場、告別室、収骨室、待合室、待合ロビー等を設け、人生の終焉の場として、遺族の方々にやすらぎと心の和む雰囲気を与える施設となっている。平成19年4月から指定管理者制に移行し、市民サービスの向上につなげている。

1 施設概要

(単位：㎡)

所在地	福井市安田町第11号1番地	敷地面積	46,670
建設年度	平成11年10月1日	建物面積	4,676
規模	火葬棟	鉄筋コンクリート2階建	2,525
	待合棟	鉄筋コンクリート2階建	1,470
	火葬炉	灯油 10基	
	斎場棟	鉄筋コンクリート平屋建	558
	その他	鉄筋コンクリート平屋建	123

2 使用料

(単位：円)

種 別	金 額		
	市 内 住 民	市 外 住 民	
火 葬 式 場	12歳以上の者	10,000	50,000
	1歳以上12歳未満の者	5,000	30,000
待 合 室	和 室	2,700	5,200
	洋 室	2,700	5,200

※式場及び待合室料金には消費税が加算。

3 使用状況

年 度 区 分	令和3年度			令和4年度			
	市 内	市 外	計	市 内	市 外	計	
12歳以上(人)	3,067	264	3,331	3,341	262	3,603	
1歳以上12歳未満(人)	5	0	5	0	0	0	
1歳未満・死胎児(人)	40	8	48	49	6	55	
身体の一部産汚物含む(件)	19	11	30	30	14	44	
式 場 (件)	99	2	101	83	3	86	
合室(件)	和室	460	48	508	499	50	549
	洋室	143	8	151	118	14	132

国民健康保険

1 被保険者の概況

(年度平均)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被 保 険 者 数 加 入 率	44,280人 16.91%	43,417人 16.70%	41,608人 16.12%
世 帯 数 加 入 率	29,497世帯 28.07%	29,167世帯 27.59%	28,420世帯 26.68%

2 保険税賦課基準

(令和4年度)

区 分	課 税 対 象	税 率		
		医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護保険分
所 得 割	課税総所得金額	100分の7.20	100分の2.80	100分の3.00
均 等 割	被保険者1人につき	27,000円	9,600円	11,000円
平 等 割	1世帯につき	16,200円	6,000円	6,400円

3 保険税賦課状況

(令和4年度)

賦 課 期 日	4月1日
納 期	普通徴収 8回 (7、8、9、10、11、12、1、2月)、特別徴収 6回 (4、6、8、10、12、2月)
賦 課 方 式	3方式 (所得割額、均等割額、平等割額の合計額)
賦 課 限 度 額	医療分 65万円、支援分 20万円、介護分 17万円
限度額超過世帯数	医療分 368世帯、支援分 557世帯、介護分 359世帯

4 保険税収納状況 (現年課税分)

(各年度末)

区 分	令和2年度決算額	令和3年度決算額	令和4年度決算額
調 定 額	4,765,695,600円	4,729,295,800円	4,235,209,100円
収 納 額	4,524,815,924円	4,553,799,131円	4,080,428,549円
収 納 率	94.95%	96.29%	96.35%
1世帯当たり調定額	161,565円	162,145円	149,022円
1人当たり調定額	107,626円	108,927円	101,788円

5 低所得世帯の保険税軽減状況

(令和4年度)

区 分	軽 減 額	被 保 険 者 数	世 帯 数
7 割 軽 減	430,121,530円	10,390人	8,180世帯
5 割 軽 減	178,345,550円	6,671人	4,182世帯
2 割 軽 減	55,954,240円	5,182人	3,116世帯
計	664,421,320円	22,243人	15,478世帯

6 保険給付の種類

(令和4年度)

(1) 療養の給付

年齢	給付割合
未就学児	8割
就学児から69歳まで	7割
70歳以上	8割 現役並み所得者は7割

(2) 給付の内容

診療、治療材料の支給、処置手術、その他の治療、
病院又は診療所への収容、看護、移送、柔整、鍼灸の施術

(3) 高額療養費の支給

昭和50年1月実施

(4) 出産育児一時金の支給

分娩年月日	出産・満22週以降の死産	満12週以降22週未満の死産
分娩施設	H21.10.1～	H21.10.1～
産科医療補償 制度加入施設	420,000円	分娩年月日～H26.12.31 390,000円
産科医療補償 制度未加入施設	分娩年月日～H26.12.31 390,000円	分娩年月日 H27.1.1～ 404,000円
	分娩年月日 H27.1.1～ 404,000円	分娩年月日 R04.1.1～ 408,000円
	分娩年月日 R04.1.1～ 408,000円	

(5) 葬祭費の支給 1件 50,000円

7 保険給付状況

(1) 一般被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
R02	623,783件	16,942,257,945円	12,454,799,153円	4,167,070,229円	320,388,563円
R03	656,324件	18,080,886,251円	13,321,238,833円	4,403,288,992円	356,358,426円
R04	653,774件	17,970,219,868円	13,254,038,871円	4,311,896,545円	404,284,452円

(2) 退職被保険者医療費給付状況

(各年度末)

年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
R02	20件	170,010円	119,007円	50,855円	148円
R03	0件	0円	0円	0円	0円
R04	0件	0円	0円	0円	0円

(3) 高額療養費給付状況

(各年度末)

年 度	一 般 被 保 険 者 分		退 職 被 保 険 者 分		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R02	32,402件	1,848,142,797円	6件	140,325円	32,408件	1,848,283,122円
R03	34,747件	2,000,015,786円	0件	0円	34,747件	2,000,015,786円
R04	34,509件	2,023,220,034円	0件	0円	34,509件	2,023,220,034円

(4) その他の保険給付費

(各年度末)

年 度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		傷 病 手 当 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
R02	101件	42,239,200円	253件	12,650,000円	1件	69,336円
R03	91件	38,144,000円	251件	12,550,000円	8件	343,588円
R04	60件	24,708,000円	265件	13,250,000円	104件	2,251,865円

8 国民健康保険基金

国民健康保険事業の安定的な運営のため、各会計年度において生じた剰余金の範囲内で基金として積み立てをする。

令和3年度末 現在残高	令和4年度		令和4年度末 現在残高
	積立額	処分額	
648,677,773円	600,012,973円	0円	1,248,690,746円

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障害があると認定された65歳～74歳までの方が加入する医療保険制度である。制度の運営は福井県内のすべての市町が加入する「福井県後期高齢者医療広域連合」が行い、市町と役割分担して実施している。

1 被保険者の概況 (令和4年度末)

区 分	令 和 4 年 度
7 5 歳 以 上	40,704人
障 害 認 定	806人
計	41,510人

2 保険料賦課基準 (令和4年度末)

区 分	賦 課 対 象	料 率
所 得 割	賦課のもととなる所得金額	100分の9.7
均 等 割	被保険者1人につき	49,700円

3 保険料賦課状況 (令和4年度末)

賦 課 期 日	4月1日		
納 期	普通徴収 8回 (7、8、9、10、11、12、1、2月)、特別徴収 6回 (4、6、8、10、12、2月)		
賦 課 方 法	旧ただし書き方式 (所得割、均等割の合計額)		
賦 課 限 度 額	66万円	限度額を超える被保険者数	705人

4 保険料収納状況 (現年課税分) (令和4年度末)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率	1 人 当 たり 調 定 額
令和4年度	3,473,944,500円	3,468,891,350円	99.85%	83,689円

5 低所得者の保険料軽減状況 (令和4年度末)

均等割軽減	7割軽減	7.75割軽減	5割軽減	2割軽減	被用者保険の被扶養者	合計
令和4年度	14,550人	0人	5,351人	4,599人	217人	24,717人

6 申請・届出受付状況 (令和4年度末)

区 分	資 格 関 係	給 付 関 係	そ の 他	計
令和4年度	2,731件	7,548件	2,383件	12,662件

※福井県後期高齢者医療広域連合提出分

国民年金

1 基礎年金

国民年金は、従来は被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていたが、昭和61年4月1日の国民年金法改正に伴い、被用者年金制度の被保険者等及び被扶養配偶者も国民年金の被保険者となった。老齢・障害・死亡についての年金給付として「基礎年金」が支給される。

加入状況

(令和5年3月31日現在)

加入者数			計
第1号加入者	任意加入者	第3号被保険者	
24,354人	330人	11,066人	35,750人

納付状況

(令和5年3月31日現在)

年 度	納付対象月数	納付実施月数	納付率
R2	173,882	134,116	77.1%
R3	169,679	134,785	79.4%
R4	167,929	135,943	80.9%

保険料免除状況

(令和5年3月31日現在)

年 度	法定免除	申請免除	若年者納付予猶	学生納付例	計	免除率
R2	2,642	3,966	1,118	3,629	11,355	45.2%
R3	2,714	4,154	1,090	3,442	11,400	46.0%
R4	2,750	3,324	1,055	3,258	10,387	42.7%

免除申請等所得基準額

[保険料免除制度]

〈申請免除〉

本人、配偶者及び世帯主の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることでいずれかの免除となる。

(基準額) 所得：(扶養親族等数+1) × 35万円 + 32万円※ → 全額免除

※令和2年度以前は22万円

所得：88万円※ + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 → 4分の3免除

※令和2年度以前は78万円

所得：128万円※ + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 → 半額免除

※令和2年度以前は118万円

所得：168万円※ + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 → 4分の1免除

※令和2年度以前は158万円

〈法定免除〉

障害年金(1~2級)や生活保護法による生活扶助を受けているときなどに、届出により保険料の全額が免除となる。

[納付猶予制度]

本人（50歳未満）及び配偶者の所得がそれぞれ基準額以下の場合、申請し承認されることで納付猶予となる。

(基準額) 所得：(扶養親族等数+1) × 35万円 + 32万円※ (※令和2年度以前は22万円)

[学生納付特例制度]

学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されることで学生納付特例となる。

(基準額) 所得：128万円※ + 扶養親族等数 × 38万円 + 社会保険料控除額等 (※令和2年度以前は118万円)

国民年金裁定請求受給要件

(令和5年4月1日現在)

給付名	受給要件	年金額
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として保険料納付済期間・カラ期間・保険料免除期間を合算し、10年以上（平成29年7月31日までは25年以上）ある場合は65歳から支給 ※①：67歳以下（昭和31年4月2日以後生まれ）の金額 ※②：68歳以上（昭和31年4月1日以前生まれ）の金額 (※①、②は、老齢、障害、遺族の各基礎年金に共通) ※③：平成20年度までは1/3、平成21年度からは1/2 ※④：平成20年度までは1/2、平成21年度からは5/8 ※⑤：平成20年度までは2/3、平成21年度からは3/4 ※⑥：平成20年度までは5/6、平成21年度からは7/8 	{795,000円※① (792,600円※②) × (納付月数 + 全額免除月数×1/2※③ 3/4免除月数×5/8※④ + 半額免除月数×3/4※⑤ + 1/4免除月数×7/8※⑥) ÷ (加入可能年数×12)
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 初診日において国民年金の被保険者であることなど 初診日の前々月までに3分の2以上の保険料の納付済期間（免除期間等含む）があるか、又は初診日の前々月までの1年間に未納がなく、障害等級に該当する障害状態となったとき支給 20歳前の傷病により、年金の障害等級に該当する障害の状態に該当するときは20歳から支給 	1級 993,750円※① (990,750円※②) 2級 795,000円※① (792,600円※②) (子の加算有) 1～2人 各228,700円 3人以降 各 76,200円
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の納付期間及び免除期間が加入期間の3分の2以上ある人が亡くなったときに、死亡した者によって生計を維持されていた子のある妻、子のある夫又は子に支給 ※子とは18歳に到達する年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害者をいう 	795,000円※① (792,600円※②) (子の加算有) 1～2人 各228,700円 3人以降 各 76,200円
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けず死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給 	夫が受けられる 老齢基礎年金の3/4

2 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設された。

受給要件

(令和5年4月1日現在)

種別	要件	年金額
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある者。ただし、65歳に達する日の前日までに障害状態に該当した者に限る。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給できる者は対象外 	1級 53,650円（月額） 2級 42,920円（月額） 一定額以上の所得及び老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給している場合は、半額又は全額停止あり